

職員からのメッセージ

参議院法制局での経験を振り返って

参議院法制局に入局し、17年以上が経過しました。参議院法制局の職務のイメージをお伝えするため、これまでの経験の中で特に印象的なものを紹介します。

■係員級（平成12年4月～）

入局後にまず配属された経済産業の担当課では、様々な角度から法的な検討を高速で進めていく上司の議論についていくのに必死でした。当局では法律の前提となっている法律以外の幅広い分野を学ぶことも多く、入局直後の電気事業法の議論は、発電の出力変動や系統の不安定化という知識を前提としており、???でした。原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法案に対する修正案の立案は、非常に短時間の作業で、私の書いた原案は上司により跡形もなく直されましたが、可決され、有名なニュース番組でも取り上げられました。

■係長級（平成16年4月～）

平成16年に係長級となり、厚生労働の担当課では、精神病院の用語の整理等のための関係法律の改正案の立案に携わりました。法律上の「精神病院」という用語を「精神科病院」という用語に改め、警察官職務執行法の「精神患者収容施設」という用語を削る内容の法案で、成立しました。昭和29年以降の警職法の改正について、警察庁との折衝と起案を担当し、「精神患者収容施設」の意義について、過去の資料を洗いざらい調べ、警察庁と共同して検討しました。また、警職法の古い文言を改める必要があったり、立法技術の選択で迷うところがあったりと、条文化作業でも神経を使いました。

平成17年から1年余り人事院に転出、期末・勤勉手当の制度の立案と運用に携わりました。政府の業務の仕組みを知ることができ、また、込み入った交渉も経験することができたので、その後の当局における職務にも大いに役立っています。



■課長補佐級（平成21年4月～）

平成21年に課長補佐級となり、法務、外交防衛、沖縄北方の担当課では、課長を

補佐すべき局面が飛躍的に増え、7、8件の案件を同時に抱えることもあり、多忙でした。現に生じている社会問題に対する立法府の取組に直接コミットできたと感じられた案件が、沖縄における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法案の立案です。この法案は野党法案だったのですが、沖縄県の要望を取り入れた内容であり、政府提出法律案（閣法）に先んじて提出し、その内容は広く与野党に受け入れられ、最終的には衆議院において、閣法に対する修正という形で議員立法の内容の多くが取り入れられました。当初の依頼から成立まで1年数か月間、依頼議員と沖縄県庁職員と緊密に連携しながらの立案作業でした。議員立法では、柔軟な発想に基づいた新たな法制度の構築が求められますが、憲法、既存の法制度、判例等との整合性や制度としての合理性を保つことが重要です。この法案では、先例の徹底的な調査により、先例の内在的な論理から立論をし、政府から引き出した新答弁を楯にして新たな制度を組み立てました。この間、依頼を実現すべく所管省庁との知恵比べのような交渉も行いました。また、与野党の修正協議の場に同席し、議員立法の内容が修正案に盛り込まれているかの確認や最終的な詰めなど、間違いが許されない仕事で、緊張の連続でした。依頼議員や沖縄県知事からは、議員立法の内容が法律に多く盛り込まれ依頼内容が十分に達成できたとして、感謝のお言葉をいただきました。議院法制局の意義は、議員から依頼されたことに誠心誠意対応し、ときに期待を超えるサービスを提供することで、依頼議員に満足していただけるよう職務を遂行し、議会制民主主義の発展と充実へ寄与することにあると思います。この法案は、それ自体は廃案となりましたが、議員立法の役割を十分に果たしたといえます。その後、沖縄県からの依頼で、この法案の立法過程について沖縄県自治研修所で沖縄県の県・市町村の職員の方を対象に2年連続で講義を行いました。

課長補佐級では、人事院の課長補佐級研修、韓国派遣研修、中国派遣研修に参加し、また、内閣法制局のモデルとなったフランスのコンセイユ・デタに調査に行きました。こうした経験や培った人脈が思わぬところで業務の役に立っています。



第3部第2課長 尾崎 陽一

略歴	
平成12年4月	入局 (経済産業、厚生労働、議院運営、憲法を担当)
平成16年4月～	係長級 (議院運営、憲法、厚生労働(厚生)を担当)
平成17年11月～	人事院給与局給与第三課長に転出
平成18年12月～	参議院法制局に復帰 (議院運営、憲法、総務、文教科学を担当)
平成21年4月～	課長補佐級 (文教科学、法務、外交防衛、沖縄北方、議院運営、憲法、厚生労働(厚生)、農林水産、環境を担当)
平成28年7月～	現職 (国土交通を担当)



■課長（平成28年7月～）

平成28年7月に国土交通の担当課の課長になりました。管理職になって初めて迎えた臨時国会で、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律案の立案に携わり、成立しました。建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑みて、制定が望まれていた法律でした。限られた期間での立案作業、議員への説明、衆議院の委員会審議での参議院国土交通委員長の補佐などの業務に当たりました。課長は、議員に対する説明や質問対応など、議員と直接やり取りをします。議員の政策を受け止め、適切な法律案とするには、議員との信頼関係の醸成が不可欠です。議員の信頼を得られるかは、高い質のサービスを提供できるかにかかっており、サービスの内容を実際に生み出していく課員それぞれの持つ能力を十分に発揮できるような執務環境を作ることが私の役割です。

こうした仕事に取り組む意欲のある皆さんが、入局を志望してくださることを期待します。

10年目立案職員の雑感

入局して早10年目を迎え、これまで局内の異動や、出向の機会を通じて、様々な分野の法律に携わることができました。このパンフレットを御覧の皆さんの参考になるかどうか心許ないですが、これまで携わった仕事の中から、少し振り返ってみたいと思います。

一つは、平成24年に成立したいわゆる「子ども・被災者支援法案」です。この法律は、平成23年に発生した福島第一原発事故の被災者支援に関し、与野党がそれぞれ参議院に提出していた法案について、与野党協議を経て一本化して成立したものです。与野党協議では議員間で真摯な議論が交わされ、出された意見の調整や、それを法案にどのように反映させるか腐心しましたが、委員会での法案審議が終わった後、答弁席に座っていた依頼議員から「ありがとう」と握手を求められたとき、何とか仕事をやり遂げた充実感が込み上げてきたことを思い出します。

もう一つは、平成28年の自殺対策基本法改正案です。我が国の年間自殺者数は減

少傾向にあるものの、若年世代の自殺は依然深刻であるなど、我が国の自殺問題は決して楽観できないとの意識を共有する議員が中心となって、法改正に向けた検討が積み重ねられました。依頼議員の熱意を形にするため汗をかき、ささやかながらも法案の成立に関わることができたことで、大きな達成感を得ることができました。

この原稿の執筆に際し改めて思うことは、初めのうちは取っ掛かりをつかむことさえ難しい依頼であっても、課というチームで考え抜き、議論を積み重ねていくことで、何とかやり遂げることができるということです。もちろん、そのためには、担当分野の法制等に関する勉強は欠かせません。大学のゼミ等で丁寧に調べ、議論することを通じて、法制度の背後にある考え方を理解することが好きな皆さんにとって、当局は魅力的な職場であるはずです。

このような仕事に魅力を感じる皆さんと一緒に仕事ができることを楽しみにしています。



第5部第1課 信谷 彰

略歴・主な担当法案	
平成20年4月	入局(農林水産、環境を担当) 地球温暖化対策基本法案、 水俣病被害救済特別措置法案 等
平成22年1月～	(議院運営、憲法を担当) 国会議員歳費法等改正案 等
平成23年7月～	(経済産業、国土交通、震災復興を担当) 中小企業等協同組合法改正案、 子ども・被災者支援法案 等
平成24年9月～	(内閣、行政監視を担当) ストーカー規制法改正案、 JAS法等改正案 等
平成26年7月～	消費者庁消費者制度課に転出
平成27年10月～	参議院法制局に復帰 (厚生労働(厚生)を担当) 自殺対策基本法改正案、民間 あせけん機関による養子縁組の あせけんに係る児童の保護等に 関する法律案 等
平成29年7月～	現職(法務、外交防衛を担当)

霞が関で閣法の立案に携わって

平成28年7月から1年間、消費者庁に出向しました。消費者庁では、内閣府令の改正やガイドラインの改訂、そして国民生活センター法等改正案の立案と国会審議への対応などを担当し、充実した期間を過ごさせていただきました。

行政庁と議院法制局の仕事の違いというと、数多くあるところではありますが、出向期間中に運良く閣法の立案を担当する機会をいただきましたので、法案の立案という観点から、体感したことを少しだけ書かせていただきます。

法案の立案においては、憲法適合性、現行法体系との整合性などを精緻に検討する必要があり、これは閣法でも議員立法でも基本的に変りません。

しかしながら、行政庁では、自らの所管に関わる法案の立案をしますが、議院法制局では、行政庁の所管に縛られることなく、様々な国会議員から依頼を受けて、議員の意図をいかに実現す

るかという観点から法案の立案をするという違いがあります。異動によって担当分野が変わるため、様々な分野の法制度に携わり、法律的な知見を深めることができることは議院法制局ならではの魅力であると感じました。

また、行政庁では、立案した法案を内閣法制局に持ち込み、内閣法制局の審査を受けることとなりますが、立案担当者は内閣法制局の参事官とは直接やり取りをしますが、部長以上と直接やり取りすることはほぼありません。他方、議院法制局では局内で立案から審査まで行うため、立案担当者が局長審査まで同席することとなります。立案担当者として審査の最後まで直接関わることができるということも、議院法制局の魅力の一つだと思います。

これを読んで、当局での仕事に少しでも興味を持っていただけると幸いです。



第3部第2課 古賀 信裕

略歴・主な担当法案	
平成21年10月	入局(内閣、行政監視を担当) 消費者教育推進法案 等
平成22年4月～	(総務を担当) シベリア特措法案 等
平成23年9月～	(議院運営、憲法を担当) 国会議員歳費法改正案 等
平成24年9月～	(総務を担当) 公職選挙法改正案 等
平成26年1月～	(厚生労働(厚生)を担当) 女性の健康の包括的支援に関する 法律案 等
平成27年10月～	(財政金融、予算、決算を担当) 金融商品取引法改正案 等
平成28年7月～	消費者庁消費者制度課に転出
平成29年7月～	参議院法制局に復帰 現職(国土交通を担当)